様式第５号（第10条関係）

助成制限事項該当報告書

年　　月　　日

愛媛県犯罪被害者等支援金事業運営委員会　会長 様

被害者との続柄

（報告者が未成年者の場合）

保護者氏名

電話番号 （　　）　　　　－

私は、愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第５条各号のうち、第　号に該当する者となったので、要綱第10条第１項の規定により、本書面を報告します。

（助成に関する制限）

第５条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、転居費用助成金を交付しないことができる（第２号に該当する場合にあっては、交付しないものとする。）。

（１）申請者（遺族が申請する場合にあっては、申請者及び被害者。次号において同じ。）が、他の公的な機関の同様の制度により転居費用の助成に係る支援を受けているとき。

（２）申請者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

（３）申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号及び第６号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき。